高齢者住宅設備改修給付のご案内

1 住宅のバリアフリー化が対象です(老朽化による改修、新築、建て替え等は対象外です。)

転倒防止、動作の容易性の確保、行動範囲の拡大の確保、介護の軽減の効果を得るため、その方の居住する住宅の改修費用の一部を助成するものです。

65歳以上で介護保険認定を受けた方が申請できます。

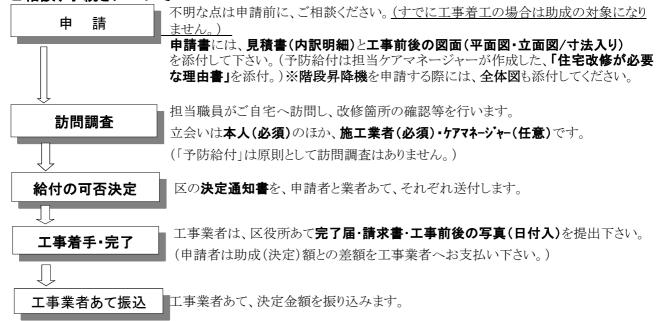
ただし、「予防給付」は介護保険住宅改修費支給申請と同時申請することにより、介護保険認定申請中の方でも申請することができます。

2 助成内容・基準額等は、以下のとおりです

介護保険区分	種目	改	修	内	容	基準額(助成限度額)
「自立(非該当)」 ※介護保険の認定結果が非 該当となったが、住宅改修が 望ましいと判断される方	予防給付	①手すりの取 ④引き戸等へ <u>(介護保険</u>	の扉の取れ	替え ⑤便報		200,000円 〈介護保険負担割合〉 ①1割の方(180,000円) ②2割の方(160,000円) ③3割の方(140,000円)
「要支援1~要介護5」	浴槽改修	浴槽交換(低	浴槽化)及	び給湯設備	#など付帯工事	379,000円 (341,100円)
	洗面台・流し台	イスや車イス対 付帯工事	対応の流し	・洗面台へ	の取替え及び	156,000円 (140,400円)
	トイレ改修	和式•汽車便	器の洋式化	/ 等及び付	带工事	106,000円 (95,400円)
	階段昇降機	直線型・曲線をレール)のみで		せん。助成	は1カ所(1	800,000円 (720,000円)

- ※1 給付を受けることができるのは、各種目ごとに、同一世帯について原則1回までです。
- ※2 賃貸住宅や公営住宅の場合などの場合、貸主・家主の承諾が必要です。
- ※3 支給額は基準額を超えない範囲の工事費の90%となります。(「予防給付」は70%もしくは80%の場合あり)
- ※4 生活保護受給中の方は、基準額以下の場合は自己負担はありません。(裏面参照)

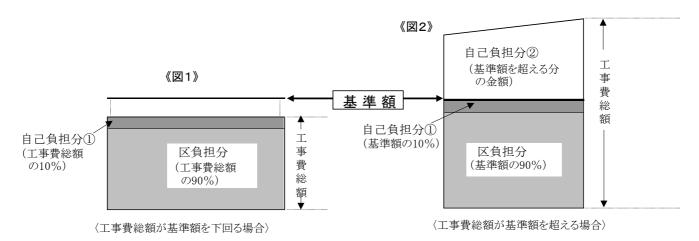
3 ご相談、手続きについて



4 ご本人の負担金について

- (1) 工事費総額が基準額を下回った場合《図1》
 - 工事費総額の10%が自己負担金となります。(図1の自己負担分①)
 - ※予防給付は自己負担20%もしくは30%の場合あり。
- (2) 工事費総額が基準額を上回った場合《図2》

基準額の10%(図2の自己負担分①)と、基準額を上回った額(図2の自己負担分②)が自己負担金となります。 ※予防給付は自己負担20%もしくは30%の場合あり。



- ※生活保護受給中の方は、基準額以内の「自己負担分①」は免除となります。
- ※「予防給付」においては、介護保険の負担割合が・・・
- 2割の方は、「自己負担分①」は工事費総額の20%となり、区負担分は工事費総額の80%となります。
- 3割の方は、「自己負担分①」は工事費総額の30%となり、区負担分は工事費総額の70%となります。

5 その他

申請されてから給付決定までには、概ね一か月程度の期間がかかります。

工事計画に変更が生じた場合は、変更申請をしていただく場合がありますので、変更がある場合は連絡下さい。 浴槽交換やトイレ改修などと併せて、手すりの設置・段差解消などを行う場合は、介護保険の住宅改修助成を同 時に受けることができる場合があります。詳細は下記までお問い合わせください。

階段昇降機を設置する場合は、建築確認申請が必要な場合があります。本給付申請に「建築確認済証」の提出は必要ありませんが、手続きは忘れないようお願いします。

住宅が①都営住宅、②住宅供給公社(賃貸・分譲どちらも)③区営住宅④都市再生機構の場合、事前申請時に住宅の許可済ということが分かる書類の添付が必須になります。書類が無い場合、事前申請は受け付けられません。

【担当】 江東区 福祉部 介護保険課 在宅支援係 電話 03(3647)4319(直)